

青 森 県 社 会 保 険 労 務 士 会 会 報

# 社 労 士 青 森

発行／青森県社会保険労務士会 青森市本町5-5-6 ☎ 017-773-5179 FAX 017-775-1428 編集／総務広報委員会



がんばろう東北!



第17代ミスりんごあomorい／向かって左から齊藤一乃さん、藤井なつきさん、猪股美佳子さん

写真提供：一般社団法人 青森県りんご対策協議会

- 医療労務コンサルタントフォローアップ研修会
- 事務所訪問
- 支部の活動報告



<http://www.sr-aomori.info>

# 新年のごあいさつ



青森県社会保険労務士会  
会長 葛西 一 美

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。  
会員の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

さて第8次社会保険労務士法改正は全国政連、青森県政連の協力のもと、平成26年11月14日社会保険労務士の業務範囲拡大と社会保険労務士法人制度の改善を盛り込んだ社会保険労務士法の一部を改正する法律案が、第187回の臨時国会の衆議院本会議で可決、成立し、かねてから全国社会保険労務士政治連盟と連携し最重要課題として取り組んできた第8次社会保険労務士法改正が成就しました。

第1. 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続きにおける紛争の目的の価格の上限を120万円に引き上げ

第2. 補佐人制度の創設

裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができること

第3. 社員が一人の社会保険労務士法人の設立等を可能とすること

会員の悲願であった法改正が成立したことでますます50周年にむかって弾みがつくものと思われま

す。青森県社会保険労務士会にあっては昨年10月1日街角年金相談センターが開設され、11月30日には年金の日に協力する意味で青森銀行、みちのく銀行さんの御協力で158名の相談者がきていただいたこと

から感謝するところであります。又成年後見制度の取組み、医療労務コンサルタント、県からの委託事業である働きやすい環境整備促進支援事業を実施しています。

大学院に関しては現在3人の会員が講師を勤めているところであるが、学生が91名受講していることは大成功であると思

います。今年も昨年同様実施したいと思います。昨今、民間企業においても経営労務監査の導入が図られていますが、これを私ども社会保険労務士の専門業務の1つとして確立し、職域拡大を図って参りたいと思

います。本年におきましても、気持ちを新たに、会員の皆さまの業務に必要な研修を実施していきたいと思

います。終りに本年が会員の皆さまにとりまして明るく健康で実り多き年となりますよう祈念し、私の挨拶とさせていただきます。



全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西 健 造

謹んで新年のご挨拶を申しあげます。

葛西会長をはじめ、青森県会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申しあげます。

昨年を振り返りますと、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生から3年が経過しましたが、被災地では今もなお多くの方々

が不便な生活を余儀無くされるなか、広島での集中豪雨による土砂崩れ、御嶽山の噴火や長野県北部での地震をはじめ、台風による各地の風水害等、大きな自然災害が多発しました。被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。さて、連合会では、かねてから最重要課題としてまいりました第8次社労士法改正が、全国社会保険労務士政治連盟との連携の下で、昨年秋の第187回臨時国会において実現しました。この改正により、①個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手段における紛争の目的の価額

の上限の引き上げ、②補佐人制度の創設、③社員が一人の社労士法人の設立等、大幅な制度改善が図られることとなりました。本改正は、社労士制度創設50周年に向けた大きな飛躍の足掛かりとなるものであり、ご協力いただきました皆様方には厚く御礼申し上げます。

また、法改正と並行して、「社労士制度推進戦略室」の活動方針である「5つの基本的スタンス」を柱として、様々な活動を行ってまいりました。

まず、「社労士のビジネス業域の拡大」については、医療機関における勤務環境改善への意識の高まりを受け、『医療労務コンサルタント研修』制度を創設し、すでに全国で3,000人以上の方が修了されました。本年は、コンサルタントのさらなる質的向上・量的拡大を図り、医療機関における社労士へのニーズの高まりに対応してまいります。また、医療介護総合確保促進法成立し、今後ますます医療機関と介護事業者との地域における連携が強くなることが想定されることから、介護業界のニーズに対応するための取組みを積極的に推進してまいります。

昨年11月には、社労士が企業の労務管理について確認・診断を行い、その結果を一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営する「サイバー法人台帳ROBINS」に公表する「経営労務診断サービス」を全国で開始しました。会員の皆様には、新たなビジネスとして積極的な取組みをお願いいたします。

第二に「社労士の社会貢献活動」については、学校教育における出前授業を38の都道府県会が実施しました。また、全国75箇所の街角の年金相談センター・オフィスにつきましては、昨年4月から日本年金機構との間に5年間の業務委託契約が締結され、年金の分野においてもますます社労士の活躍が期待されております。

第三に「社労士の業域保全」では、改めて就業規則作成業務は社労士の独占業務であることを文書で内外に発信する等、業務侵害の未然防止に向けた取組みを強化いたしました。今後も業務侵害行為に対しては毅然とした対応を行ってまいります。

第四に「広域的な広報活動の展開」では、『「国民年金法施行令等の一部を改正する政令案」に関する会長見解』など、社労士が関わるべき政府の政策等に関して、見解発表等をタイムリーに行うとともに、社労士のキャッチコピーの作成、「社労士の日」の全国一斉無料電話相談会など、更なる知名度の向上とブランド力の確立に向けた取組みを行いました。

最後に「国際化事業」につきましては、公的社会保障制度導入を進めるインドネシア共和国において社労士制度が高い評価を受けていることから、世界に社労士制度の有用性を広めていく契機として、同国における社労士制度の導入支援により一層積極的に取組んでまいります。

末筆になりましたが、本年が貴会の皆様にとりまして、実り多き一年となりますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



青森労働局

局長 友藤 智朗

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

青森県社会保険労務士会並びに会員の皆様方には、厚生労働行政の推進にあたり、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県内の景気は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響があるものの、緩やかに持ち直し、企業の景況感も製造業を中心に改善されていると言われております。

県内の雇用情勢も、全国的な雇用状況の改善の動きと同様、有効求人倍率は昨年5月に0.83倍を記録し、平成3年2月の0.87倍以来23年ぶり過去2番目の高い水準となったほか、直近では0.8倍前後で推移しており、本県としては過去に例のない高水準となっていますが、1倍を超えている全国平均とは大きな格差があるとともに、一方で、介護、建設などの一部の産業では人手不足も顕著になっており、ハローワークでは求人の「量」・「質」の両面の確保に力を注がなければならない難しい局面となっています。

また、県内の労働災害の発生状況については、平成25年には4年ぶりに減少に転じたものの、平成26年は12月末日現在の速報値で前年と比較して1.1%増加するなど、依然として高水準で推移しております。今年は豪雪の影響もあり、従来にも増して気を引き締めて、労働災害の減少に向けて取り組んでいく必要があります。

さらに、長時間労働の抑制や休暇取得促進に向けて、本年1月から青森労働局に「働き方改革推進本部」を設置し、働き方改革の実現に向けた取組を強化していくこととしております。

本年も、私ども青森労働局、労働基準監督署及びハローワークは、職員が一体となり、人々が安心して働くことのできる労働環境を作るための諸課題に積極的に取り組んでまいります。同時に皆様方の御協力が不可欠と考えており、これまで以上の御高配を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

最後に、貴会並びに会員の皆様方のますますの御発展と御健勝を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

# 医療労務コンサルタントフォローアップ研修会

日 時 平成27年1月15日（木） 午前10時から

場 所 県民福祉プラザ4階「大研修室」  
〒030-0822 青森市中央3-20-30

内 容 ①医療法改正（案）における医療機関の勤務環境改善に向けた取組内容について  
②医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手続き  
③グループワーク（事例演習）及びグループ発表、質疑・応答、講評  
講師：高地豊人氏、川村啓之氏



高地豊人氏



川村啓之氏



## 第2回青年委員会研修会

- 日 時 平成27年2月27日(金) 14:00~17:00
- 会 場 八戸市地域地場産業振興センター 「ユートリー」  
(八戸市一番町1-9-22 TEL 0178-27-2227)
- 内 容 1) 「マイナンバー法と今後の実務対応について」  
2) 「最近の労働関係法の改正・動向について」  
14:00~16:00  
講師：豊嶋社会保険労務士事務所(仙台市)  
社会保険労務士 豊嶋正孝 氏  
3) 次回の青年委員会について  
16:10~17:00



去る平成27年2月27日(金)八戸市の「ユートリー」において、平成26年度第2回目の青年委員会が開催されました。八戸では約1年ぶりの開催となりましたが、県内各支部から計14名の会員が参加しました。

研修テーマは「マイナンバー法と今後の実務対応について」と「最近の労働関係法の改正・動向について」の2本立てで、仙台市の社会保険労務士・豊嶋正孝先生に講義いただきました。

マイナンバー法の制定により、私たち社会保険労務士にとって、とりわけ社会保険や労働保険などの社会保障関係の手続きは対応が必須となりますが、マイナンバー法の概要や手続き、個人情報の漏洩防止対策など実務的な対応について、来年1月の施行に向けて情報を得る良い機会となりました。特に個人情報漏洩した場合、顧問先が罰則の対象となるため委託先である社労士事務所の管理体制が重要で、社労士事務所としては今から対応を検討していかないと来年の施行に間に合わないのではないかと痛感しました。

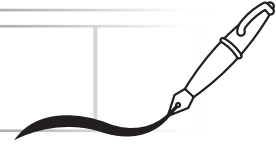
さらには、パートタイマー法など最近の法改正についても講義いただき大変勉強になりました。今後の実務に役立てていきたいと思えます。

また、研修会終了後には講師の豊嶋先生も交えて懇親会が開催され、仙台での社労士業界の現状や事務所経営の話、また、会員同士の情報交換の場として大変有意義な時間となりました。





# 事務所訪問



今回の事務所訪問はむつ支部の加藤宗治さん<sup>かとうしゅうじ</sup>にお話を伺いました。



## ①開業の経緯は？

試験に合格した時、既に勤めていた会社を辞めていたことから、実務者研修を経て翌年開業した次第です。前職は金融機関系列の保険代理店に勤めていました。将来に何となく不安を感じていたこともあり、若い頃に取得した宅地建物取引主任者の受験勉強を思い出し、当時50歳少し手前の年齢でしたが、まだ何かやれるのではと勘違い、すぐさま会社を辞め受験勉強に突入した訳です。社会保険労務士資格を選んだのは、単に「保険」という語句のつながりです。幸い、1年の受験勉強で合格できましたが今思えば、何と無謀化な賭けかと冷や汗がでます。

## ②近況について

開業間もない頃から年金に携わることが多く、長らく年金事務所で相談窓口のお手伝いをしています。年金給付では、いよいよ特例水準が解消され、4月からマクロ経済スライドによる改定が行われることとなったようです。ちょうど私が受験勉強していた頃の改正（平成16年改正法）が実施されるようになったのは、ちょっと感慨深いです。

## ③モットーについて

モットーというほど大それたものではありませんが、法律家という意識を大事にし、分かりやすい言葉を使いながらも、お客様に法律を伝え、或いは、お客様を法律でお救いしたいと考えます。条文の1つ1つに真摯に向き合っていた頃の初心を持ち続けたいと思います。

また、取扱い件数はまだまだ少ないのですが、手続き業務は電子申請を駆使しています。電子化について他の業界に負けないよう、一会員として頑張っていく所存です。

## ④趣味について

趣味らしいものは特に無いのですが、4～5年前から糖尿病食を自分で作ることから始めた料理が、腕を上げる一方で困っています。最近是一般料理化してしまい、妻にもあてにされる始末です。糖尿病食作りだったのに逆に太り気味で、まさに本末転倒となっています。

かとう社会保険労務士事務所

〒035-0071 むつ市小川町1丁目20-40

TEL.0175-23-5789 FAX.0175-23-5789





**平成26年度** **社労士会・政治連盟  
合同三役会 合同役員会**  
 日時／平成27年1月19日(月)  
 13:00～  
 場所／アラスカ会館

**【議事】**

- (1) 社労士法の改正及び会則の改正
- (2) 平成27年度の通常総会及び定期大会  
(H27.5.22予定)
- (3) 各委託事業
- (4) その他

**平成26年度** **社労士の日 電話相談会**  
 日時／平成26年12月2日(火)  
 11:00～19:00  
 場所／青森県社会保険労務士会館

- (1) 労務管理上の問題、疑問や労働に関する無料の電話相談会 担当社労士2名

**平成26年度** **年金の日制定及び街角の年金相談センター青森(オフィス)開設キャンペーンのための年金相談会の実施**  
 日時／平成26年12月2日(火)～  
 12月4日(木)  
 場所／青森銀行・みちのく銀行

- (1) 地元2銀行(青森銀行・みちのく銀行)と、青森県社会保険労務士会との共催による年金相談  
 青森銀行 20店舗・みちのく銀行 10店舗  
 担当社労士 延べ30名 相談者数 158名

**平成26年度** **成年後見人フォローアップ研修会**  
 日時／平成26年12月5日(金)  
 場所／県民福祉プラザ 出席者10名

**【研修科目】**

- (1) 実務における注意点と問題点  
 講師 司法書士 上野 裕一郎 氏

**平成26年度** **新規入会者・開業準備研修会**  
 日時／平成26年12月19日(金)  
 場所／ホテル青森

**【研修科目】**

- (1) 労働、社会保険手続の実務
- (2) 社会保険労務士の倫理
- (3) 青森県社会保険労務士会並びに全国社会保険労務士会連合会の組織構成及び役割
- (4) 事業所開設の準備
- (5) 経理計画
- (6) 受託事業所の開拓方法等開業のための実務

**平成26年度** **医療労務コンサルタントフォローアップ研修**  
 日時／平成27年1月15日(木)  
 場所／県民福祉プラザ 出席者39名

**【研修科目】**

- 医療労務コンサルタント研修受講者に対して、一層の充実を図るためのフォローアップ研修
- (1) 医療法改正(案)における医療機関の勤務環境改善に向けた取組
  - (2) 医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入手続
  - (3) グループワーク(3班)及びグループ発表、評価・質疑応答



# ■ ■ ■ ■ 支 部 の 活 動 報 告 ■ ■ ■ ■

## 青 森 支 部

第3回研修会

日時：平成27年1月30日(金) 14：00～17：00

場所：ホテルクラウンパレス青森

青森市本町5-5-4

出席者数：33名

### 研修内容

「公平な採用について」

青森公共職業安定所

管理部長 佐藤 友治 氏

「離職証明書等の賃金支払基礎日数について」

青森労働局職業安定部

職業安定課給付係長

今 俊之 氏

「パート労働法について」

青森労働局雇用均等室

地方短時間労働指導官

山脇りかこ 氏



佐藤 友治氏



今 俊之氏



山脇りかこ氏

## 八 戸 支 部

新年会

日時：平成27年1月23日(金) 18：00～

場所：日本料理 鮭 ほてじゅう





## 十和田支部

### 【会議】

役員会 平成26年12月11日 13:30～  
支部研修事業について他

### 【研修会】

日時：平成27年1月22日(木) 16:00～  
場所：サンロイヤルとわだ 受講者数 14名

### 研修内容

「十和田労働基準監督署管内における主な課題、対策等について」  
「労働安全衛生法の改正について」  
「業務改善助成金について」

講師：十和田労働基準監督署  
署長 岩淵 稔 氏

### 【行事】

新年会  
日時：平成27年1月22日(木) 17:00～  
場所：サンロイヤルとわだ



岩淵 稔氏



研修風景

## 弘前支部

### 【研修会】

年金事務所関係研修会  
日時：平成26年10月28日(火) 13:30～16:10  
場所：弘前市民会館 受講者数 22名

### 研修内容

年金制度改正について  
講師 弘前年金事務所 お客様相談室長 村上 保 氏  
社会保険労務士の電子ファイリングによる業務効率化  
講師 (株)テクノル 営業企画部次長 千葉修一 氏

### 安定所関係研修会

日時：平成26年11月18日(火) 13:30～15:00  
場所：弘前市民会館 受講者数 18名

### 研修内容

適用関係の改正点と注意点  
講師 弘前公共職業安定所 雇用保険課長 及川浩孝 氏  
助成金関係の改正点と注意点  
講師 弘前公共職業安定所 雇用指導官 石塚聖子 氏

### 監督署関係研修会

日時：平成27年2月18日(水) 13:30～15:00  
場所：弘前市民会館 受講者数 22名

### 研修内容

労務管理上の注意点  
講師 弘前労働基準監督署 監督課長 池上 寛 氏

### 【会議】

役員会 平成26年6月5日 17:30～  
本年度行事予定について  
役員会 平成26年7月10日 18:00～  
今後の行事予定について  
役員会 平成26年11月6日 17:30～  
今後の支部行事について

### 【行事】

・土業PR新聞広告  
平成26年6月16日 陸奥新報掲載  
・親睦会開催  
日時：平成26年8月8日(金)  
場所：土手町ビアバイキング 18:30～  
・支部忘年会  
日時：平成26年11月28日(金)  
場所：ワイン食堂ラベ 18:00～

## む つ 支 部

### 【研修会】

#### 第1回研修会

日時：平成26年10月20日（月） 10：30～12：00  
 場所：下北合同庁舎 4階 共用会議室 受講者数 11名

#### 研修内容

- 労働者を取りまく状況と課題について  
 講師 むつ労働基準監督署 監督課課長 高山 竹郎 氏
- 労働条件の適正な確保について  
 講師 むつ労働基準監督署 労働基準監督官 土田 幸彦 氏

#### 第2回研修会

日時：平成26年11月20日（木） 10：00～11：30  
 場所：むつ公共職業安定所 2階 会議室 受講者数 11名

#### 研修内容

- 最近の雇用失業情勢について  
 講師 むつ公共職業安定所 所長 三橋 聖男 氏
- 雇用の安定を図るための雇用管理について  
 講師 むつ公共職業安定所 雇用指導官 三上 寿 氏

#### 第3回研修会

日時：平成26年12月10日（水） 15：00～16：30  
 場所：まさかりプラザ会議室 受講者数 11名

#### 研修内容

- 年金機能強化法及び年金確保支援法について（国民年金第3号被保険者期間の記録不整合問題への対応）  
 講師 日本年金機構 むつ年金事務所 国民年金課 萬谷 俊一 氏



## PSD 社会保険労務士

**e-Gov 電子申請 大規模 LAN 対応 給与ソフトダイレクトデータ連動機能搭載**

**OBC , PCA , 応研 , 弥生 認定ソリューションソフトウェア**

○給与奉行 ○PCA 給与 ○給与大臣  
 ○弥生給与 ○給与 Kid ○給料王 NEW  
 各種給与計算ソフトとの強力なデータ連動機能  
 搭載。顧問先の様々な給与計算システムにも対  
 応可能。  
 他業務ソフト・Excel等のデータ連動可能。

被保険者・給与情報



取込みデータで  
 即座に運用可能!



- 健康保険・厚生年金システム
- 雇用保険システム
- 労災保険給付システム
- 労働保険申告システム
- 一括有期開始届・報告書・総括表システム
- 役所用紙・基金・組合用紙へ印字  
 (帳票設計機能)
- 個別労働紛争あっせん代理システム
- 給与計算ソフトデータ連動機能
- 人事管理ソフトデータ連動処理
- 賃金士データ連動機能
- FD申請処理 電子申請処理

**e-Gov一括申請ナビゲーター機能搭載！ クリック操作のみで申請まで！**



一括申請ナビゲーター画面



雇用保険資格取得イメージ入力画面

- ナビゲーター機能では、e-Gov 起動→パーソナライズID・PWの転送→電子証明書、提出代行証明書、その他の添付ファイル書類と申請書データから送信用ZIPファイルを作成→送信までをクリックのみで行う事ができます。
- 申請書の作成はイメージ画像を出し、分かり易い画面

**資料請求・お問い合わせは 株式会社パシフィックシステム まで <http://www.psd-soft.com/sr>**

〒106-0044 東京都港区東麻布1-5-8 TEL03(5572)6700 FAX03(5572)6701

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

## 「社会保険労務士使用者賠償責任保険制度」のご案内

**全国社会保険労務士会連合会では、社労士の先生方のご要望にお応えし、新たに「社会保険労務士使用者賠償責任保険制度」の取り扱いを開始します。**

この制度は、従業員が業務上の事由または通勤途上で身体の障害を被り、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。加えて、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償する、従来にない新しい保険制度です。

すべての開業並びに社労士法人事務所において、「万が一の予期せぬリスクへの備え」として、ご加入のご検討をいただきますようご案内します。

**保険期間** 平成27年3月31日 午後4時 ~ 平成28年3月31日 午後4時

**申込期日** 平成27年3月20日(金)

※保険の内容は、全国社会保険労務士会連合会発行「月刊社労士2月号」に同封の、「社会保険労務士使用者賠償責任保険制度」のパンフレットをご覧ください。

### ◎お知らせ

全国社会保険労務士会連合会では、社労士本業との親和性の観点から、関与先企業に対して本保険制度をご案内していくことを最終的な目的として、1年後にその制度を立ち上げるべく検討を開始しています。今回は、先行して全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業社会保険労務士または社会保険労務士法人にご加入いただける制度としてご案内するものです。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

取扱代理店：有限会社エス・アール・サービス

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館 10F  
TEL 03-6225-4873(受付:平日9:30~17:30)

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

(担当窓口) 平成27年3月31日(火)まで「広域法人部法人第三課」  
平成27年4月1日(水)から「広域法人部法人第二課」  
※組織名称が変更となります。住所、電話番号は変更ございません。

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4  
TEL 03-3515-4153(受付:平日9:00~17:00)

この保険制度は、全国社会保険労務士会連合会を保険契約者とし全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)・雇用関連賠償責任担保特約条項付施設賠償責任保険(雇用関連賠償責任保険)の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。よって加入依頼書の受付、保険料集金事務については、同団体にて実施しています。このご案内は、社会保険労務士使用者賠償責任保険制度の概要についてご紹介したものです。保険の内容は「社会保険労務士使用者賠償責任制度」のパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。 14-T-12136

# 雇用保険被保険者離職証明書等に記載する 賃金支払基礎日数について

青森労働局職業安定部長

## 1 賃金支払基礎日数について

賃金支払基礎日数の記載方法については、業務取扱要領（雇用保険適用関係）に、次のように記載されています。

業務取扱要領（雇用保険適用関係）抜粋

20145(4)離職証明書記載要領及びその指導

イの(ニ)

c ⑨欄（⑧の期間における賃金支払基礎日数）の記載に当たっては、「離職証明書についての注意」の2つの(3)のほか、次の点に留意する。

(a) 省略。

(b) 月給者についての「賃金支払の基礎となった日数」とは、月間全部を拘束する意味の月給制であれば30日（28日、29日、31日）であり、1月中、日曜、休日を除いた期間に対する給与であればその期間の日数となる。月給者が欠勤して給与を差し引かれた場合は、その控除後の賃金に対応する日数が、「賃金支払の基礎となった日数」である。

## 2 「月間全部を拘束する意味の月給制」であるか「1月中、日曜、休日を除いた期間に対する給与」であるかの判断について

この判断については、所定労働日や欠勤控除方法によるものではなく、就業規則等に「何時何時を賃金支払いの対象とする。（あるいは「何時何時を除いた期間に対し賃金を支払う。」）」と記載されている場合や同様の考え方にに基づき賃金を支払っている（習慣）場合は、「1月中、日曜、休日を除いた期間に対する給与」となりますが、これは事業所の判断によるものとなります。

月給制の場合は、完全月給、あるいは日給月給であっても欠勤が無い場合は、各月の所定労働日の多少にかかわらず定額であり、通常は1月中の何時何時に対する賃金というよりは、むしろ1月に対し幾ら支給するといった考え方で支給していると思われるから、就業規則等に特段の定めが無い限り、土日含めた1月の暦日数に対する賃金「月間全部を拘束する意味の月給制」として差し支えありません。

3 賃金支払基礎日数の基本的な考え方について

① 欠勤がない場合

i) 月間全部を拘束する意味の月給制

賃金支払基礎日数 ÷ 暦日数

ii) 日曜、休日を除いた期間に対する給与等

賃金支払基礎日数 = 所定労働日数

② 欠勤があり賃金が控除された場合

i) 月間全部を拘束する意味の月給制

a 欠勤控除1日あたりの算定方法の分母を暦日数としている場合

賃金支払基礎日数 = 暦日数 - 欠勤日数

b 欠勤控除1日あたりの算定方法の分母を欠勤月の所定労働日数としている場合

例) 10月:22日、11月:18日、10月:19日

賃金支払基礎日数 = 所定労働日数 - 欠勤日数

c 欠勤控除1日あたりの算定方法の分母を年平均の月所定労働日数としている場合

例) 年間総労働日数260日 ÷ 12月 = 21.66日あるいは22日

上記bに同じ。

d 欠勤控除1日あたりの算定方法の分母を一律23日等としている場合

上記bに同じ。

ii) 日曜、休日を除いた期間に対する給与等

賃金支払基礎日数 = 所定労働日数 - 欠勤日数

4 離職証明書の記載方法について

月間全部を拘束する意味の月給制で、欠勤控除1日あたりの算定方法の分母を暦日数としていない場合(上記3の②のi)のb、c及びd)の記載例を示すと次のとおりとなります。

3/1就職。6/30離職。賃金締切日=20日。休日=土、日及び祝日。

5/21から6/20の賃金支払対象期間中、欠勤3日あり。

(○=休日、■=欠勤)

Table with 3 columns for months (4月, 5月, 6月) and 7 rows for days of the week (日, 月, 火, 水, 木, 金, 土). It shows dates and marks for holidays (circles) and absences (squares).

| ⑧欄<br>被保険者期間<br>算定対象期間 | ⑨欄<br>⑧の賃金支払<br>基礎日数 | ⑩欄<br>賃金支払対象期間 | ⑪欄<br>⑩の基礎日数 | ⑬欄<br>備 考           |
|------------------------|----------------------|----------------|--------------|---------------------|
| 6月1日～6月30日             | * 1      24日         | 6月21日～6月30日    | 10日          |                     |
| 5月1日～5月31日             | * 2      26日         | 5月21日～6月20日    | * 3      20日 | 5/29、5/30、<br>6/2欠勤 |
| 4月1日～4月30日             | 30日                  | 4月21日～5月20日    | 30日          |                     |
| 3月1日～3月31日             | 31日                  | 3月21日～4月20日    | 31日          |                     |
| 月 日～ 月 日               | 日                    | 3月1日～3月20日     | 20日          |                     |

\* 1 6/21～6/30は欠勤控除が含まれない期間のため基礎日数は暦日数の【10日】となり、6/1～6/20は欠勤控除が含まれる期間のため6/1～6/20の所定労働日数15日から欠勤日数の1日を差し引いた【14日】が基礎日数となります。

\* 2 5/21～5/31は欠勤控除が含まれる期間のため5/21～5/31の所定労働日数8日から欠勤日数の欠勤日数2日を差し引いた【6日】が基礎日数となり、5/1～5/20は欠勤控除が含まれない期間のため基礎日数は暦日数の【20日】となります。

5/1～5/31の基礎日数は、6日+20日 = 【26日】となります。

\* 3 5/21～6/20は欠勤控除があった賃金支払対象期間のため、所定労働日数23日から欠勤日数の3日を差し引いた【20日】が基礎日数となります。

## 電子ファイリングによる 業務効率化に 取り組みたい皆様へ


紙と各種アプリケーションデータを  
一元的に紙感覚で扱えるパソコン汎用ソフト

# DocuWorks 8 のご紹介

DocuWorks情報は  で

<http://www.fujixerox.co.jp/product/software/promotion/docuworks/>

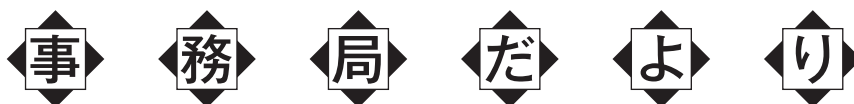
多くの方が電子ファイリングで業務効率化しようとして失敗している事実。実は弊社もそうでした。紙文書をスキャナーで読み取ってはみたものの、それはただの電子化の作業をしただけに過ぎません。紙文書を簡単に電子文書化する仕組みはもちろん必要ですが、最も重要なことは、その電子文書を紙感覚で編集・加工・束ねなどが出来ることです。そこで弊社は、富士ゼロックスのDocuWorks(ドキュワークス)を文書管理の基本フォーマットとして採用。PDFよりも操作しやすかったり、変換後のデータ容量の軽量化をはかることができたり、さまざまな編集機能がこれ1本で可能だったりということで、今や業務になくはならないソフトとなりました。DocuWorksを導入した結果、弊社の電子ファイリングも急速に進展しています。そして現在、弊社内だけではなく、土業はもちろんのこと、建設業、製造業の皆様等に広くご採用いただいております。



ご購入後も安心の  
操作講習会付き

2時間 無料

資料請求・お問い合わせ 株式会社 テクノル 営業企画部 担当: 千葉/巻 TEL 0178-47-8311 E-mail sol@technol.co.jp www.technol.co.jp **Technol**



### 平成27年3月1日現在会員数

| 会員種別 | 支部名 | 青 | 森  | 弘  | 前  | 八  | 戸  | む  | つ  | 十  | 和  | 田  | 五  | 所  | 川 | 原 | 合 | 計   |
|------|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|-----|
|      | 開業  |   |    | 56 |    | 25 |    | 39 |    | 12 |    | 20 |    | 11 |   |   |   |     |
| 非開業  |     |   | 14 |    | 7  |    | 13 |    | 2  |    | 5  |    | 0  |    |   |   |   | 41  |
| 合計   |     |   | 70 |    | 32 |    | 52 |    | 14 |    | 25 |    | 11 |    |   |   |   | 204 |

#### 【入会者】

| 氏名            | 種別  | 入会日      | 事務所又は勤務先／事務所所在地又は住所                   | TEL・FAX                              |
|---------------|-----|----------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| クラモト<br>倉本 哲夫 | 非開業 | H27.1.15 | 山下社会保険労務士事務所<br>〒030-0813 青森市松原3-7-10 | TEL 017-732-5176<br>FAX 017-734-2825 |

#### 【諸変更】

| 氏名     | 変更内容 |     |      |
|--------|------|-----|------|
| 越後林 道子 | 氏名変更 | 変更前 | 関川道子 |

#### 【種別変更】

| 氏名    | 種別                  | 変更年月日    | 変更内容   |
|-------|---------------------|----------|--|
| 板橋 知彦 | 非開業(勤務)<br>→開業      | H26.11.1 | 板橋労務管理事務所<br>〒038-0014 青森市西滝1-23-21<br>TEL 017-781-3658 TEL 017-752-0109 |
| 澤田 裕明 | 非開業(勤務)<br>→その他     | H27.1.1  |  |
| 工藤 啓  | 非開業(勤務)<br>→非開業(勤務) | H27.2.1  | 社会福祉法人 温和会<br>〒030-0132 青森市大字横内字亀井245番地1<br>TEL 017-764-5117             |

#### 【退会者】

| 氏名    | 支部 | 種別  | 退会日       |
|-------|----|-----|-----------|
| 野上 秀幸 | 八戸 | 非開業 | H27.3.1   |
| 阿部 武人 | 青森 | 開業  | H26.11.16 |

# 新会員の紹介



(青森支部)  
倉本 哲夫

この度、非開業として入会させていただきました倉本哲夫と申します。  
現在は、山下社会保険労務士事務所に勤務しており、6年間お世話になっております。

今後も初心を忘れることなく、「下学上達」の気持ちをもってお客様に信頼される社労士を目指し、日々自己研鑽を実践して参りたいと思っております。  
諸先輩の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 平成27年度労働保険年度更新の手続きについて

労働保険の年度更新（平成26年度確定保険料と平成27年度概算保険料の申告・納付手続きのことをいいます。）を行っていただく時期となりました。

平成27年度の申告・納付期間は、6月1日から7月10日までとなっておりますので、お早めにお近くの金融機関・郵便局等で手続きをお願いします。

※お問合せ先：青森労働局総務部労働保険徴収室（電話 017-734-4145）

## 編集後記

社労士法の第8次改正で、社労士法人が一人でも設立できるようになりました。もっとも施行はまだですが（公布日から2年以内）。法人化することのメリットは？デメリットは？色々悩んでいる方も多いかと思えます。これからは、社労士も一般の企業と同じように組織として顧客に対応していく時代になっていくのかなあ。（牛）